

令和8年5月15日

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年度 番匠川安全利用及び 河川愛護啓発作業委託の公募について

～河川的安全利用や河川愛護等の啓発活動等～

佐伯河川国道事務所が管理する番匠川水系直轄管理区間における安全利用や河川愛護に関する啓発活動の委託に関し、実施団体を定めることを目的として、一定の参加資格を有する団体を公募し、契約締結を行うこととしました。

応募の期限は、令和8年5月28日（木）です。技術資料等説明資料の交付は、河川管理課でいたします。

- ◆ 国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所
〒876-0813 佐伯市長島町4-14-14
<http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>

問い合わせ

九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

河川管理課長 中嶋 将之（内線331）

（TEL）0972-23-7507

公 告

(令和 8 年度 番匠川安全利用及び河川愛護啓発作業委託について)

次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 1 5 日

国土交通省九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長 峰 潔毅

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第 9 9 条に基づき、佐伯河川国道事務所が管理する番匠川水系直轄区間における安全利用や河川愛護に関する啓発作業の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、番匠川水系直轄区間とする。

(3) 委託期間 令和 8 年 6 月 1 2 日 (予定) ~ 令和 9 年 3 月 1 5 日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。その後、委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす全ての団体と契約締結するものとし、参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を全て満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒 8 7 6 - 0 8 1 3 大分県佐伯市長島町 4 - 1 4 - 1 4
(電話 0 9 7 2 - 2 3 - 7 5 0 7)

国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

担当 : 河川管理課長 中嶋 将之 (内線 3 3 1)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 令和 8 年 5 月 1 5 日 (金) から令和 8 年 5 月 2 8 日 (木) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。

② 交付場所 : 〒 8 7 6 - 0 8 1 3 大分県佐伯市長島町 4 - 1 4 - 1 4

国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 3 階 河川管理課内

③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和8年5月18日(月)から令和8年5月28日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。